

第3次豊田市 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)

(概要版)

2026 年度 ▶ 2031 年度



地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境、国籍などにかかわらず、安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを築いていくことです。一人ひとりが互いを理解し、認め合い、思いやりを持つことで、共に暮らしやすい地域社会が形成されていきます。その輪が広がるほど、地域福祉はより豊かに、力強く進展していきます。

本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5）」、「成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条）」及び「再犯防止推進計画（再犯防止推進法第 8 条）」を包含して策定しています。

○年○月

豊田市 豊田市社会福祉協議会

基本理念

ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、
安心して暮らすことができるまち をつくる

計画を推進するうえでの視点

| 視点 | 内容 |
|--------------|---|
| 主体的な選択の支援と尊重 | 誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。 |
| 枠組みを超えた協力と連携 | あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力し、支え合うことが暮らしの安心につながります。 |

地域福祉に関わる様々な立場と4つの共通視点

「住民」「地域の団体」「専門職」「企業等あらゆる関係者」「社協」「行政」それぞれの立場で地域福祉に携わることが大切です。



住民
住民(介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む)



地域の団体
区長、民生委員・児童委員、高齢者者、障がいのクラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体(NPO)



専門職
社会福祉法人、福祉施設



企業等
あらゆる関係者
事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者



社協
社会福祉協議会
(福祉センター、支所、出張所)



行政
市役所、支所

地域福祉に関わるうえでの共通視点

住民や地域福祉に関わる多様な主体は、それぞれの状況や環境、意識などにより、地域福祉に関わる段階が違います。そこで本計画では、段階に合わせた4つの共通する視点を示しています。

共通視点 1 関心を持つ・知る・情報を得る

- ・地域や福祉、ボランティアなどに关心を持ち、情報を得る。
- ・地域生活課題や地域の取組を知る。

共通視点 2 つなげる・広める

- ・困りごとを支援機関などにつなげる。
- ・得た情報を知り合い等へ広める。

共通視点 3 参加する・行動する

- ・地域の活動に参加する。
- ・声かけ、活動の手伝い・手助けなど行動する。

共通視点 4 主体的に動く・創造する

- ・活動に参加し、主体的に活動する。
- ・課題の解決に向け新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる。

基本目標

基本目標1 認め・支え合う地域づくり

地域福祉の推進には、住民、地域団体、専門職、社協、行政など多様な主体が連携し、地域生活課題の解決に取り組むことが重要です。地域福祉活動の促進や包括的な相談支援体制の充実に加え、誰もが安心して暮らせるよう、円滑なコミュニケーション、権利擁護の支援体制を整備します。さらに、孤独・孤立の予防、若者や企業の参画促進、意思決定支援などを通じて、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

基本目標2 参加・活躍の機会づくり

高齢者や障がいのある人なども、生きがいを持ち、活躍できる地域づくりが求められています。誰もが安心し、不安や悩みを共有できる居場所づくりや、年齢や、障がいの有無などに関係なくあらゆる市民が多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進します。

基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が自分の意思や権利を尊重され、安心して暮らせる地域づくりには、日常生活から災害時まで切れ目のない支援体制の整備が不可欠です。福祉的な支援が必要な人への包括的な相談支援や、権利擁護、意思決定支援の充実を図るとともに、災害時に安全に避難できる体制や情報共有の仕組みを整備します。また、再犯防止の視点から、刑事司法関係機関との連携による自立支援や地域での受け皿づくりを進め、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

計画の評価

本計画においては、社会情勢の変化による影響を受けやすい数値目標のみによる評価ではなく、地域福祉の取組成果を適切に計画の評価に反映できるよう、事業ごとに得られる定量的な成果（イベント等への参加者数など）に加え、参加者へのアンケート調査や、具体的なエピソードなどを収集することで地域や住民の変化を定性的な成果として捉え、計画の達成度について総合的に評価します。

重点施策

計画期間の前半に優先して取り組む重要な課題への対応を目的としています。短期間で具体的な成果の実現を目指し、方向性とともに実際の取組内容を計画に位置づけて推進します。

重点施策1》地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

- 地域福祉の推進に向けて、市民が福祉に関心を持ち、主体的に地域活動へ参加できるよう、福祉教育やボランティア体験の機会を提供し、地域人材の裾野を広げます。
- 地域人材と専門人材の橋渡しを行う仕組みづくりや、業務分解やスポットワークの活用など、多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくりを進め、福祉分野における人材の確保と定着を支援します。
- 市民が権利擁護支援や更生保護などに関心を持ち、多様な立場の人が地域福祉に関わることができる環境を整え、誰もが支え合う地域づくりを推進します。

取組1》地域人材の育成と活躍支援

地域福祉に関心を持つ市民を増やし、世代を超えて地域活動に参画する人材を育成することにより、地域課題の解決に向けた担い手の裾野を広げます。

取組2》地域人材と専門人材の橋渡し

分野を超えた多様な機関の参画する場で、連携・連動により担い手の確保・育成・支援につながる取組を創出する場（プラットフォーム）で、地域人材（ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材）と専門人材（介護・障がいなどの福祉専門職）の担い手づくりの取組を充実し、地域人材が福祉専門職へつながる仕組みを構築し、福祉の担い手づくりの充実を図ります。

取組3》専門人材確保・育成支援

福祉分野における人材の確保と育成を目的として、これまでの取組に加えて、あらゆる人材の活用・活躍に向けた多様で柔軟な働き方に対応できる担い手づくり・環境づくりを両輪で進め、専門性の高い人材の安定的な活躍を促進します。

取組4》権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援

地域における権利擁護支援の担い手を多様な形で確保し、制度の枠にとらわれない柔軟な支援体制を整備することで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

取組5 ◀ 若者の社会参加の促進

若者が地域活動に関心を持ち、将来の地域づくりを担う人材となるよう社会参加の機会を提供し、若者自身が企画・提案する社会課題の解決に向けた活動を支援します。

取組6 ◀ 社会支援活動の担い手支援

民生委員・児童委員や更生保護団体等の活動を支えるため、業務負担の軽減と活動環境の整備を図り、継続的な社会支援活動の担い手を確保します。

取組7 ◀ 重層的支援体制の推進

地域福祉の多様な課題に対応するため、重層的支援体制の理解促進と人材育成を通じて、関係機関の連携を強化します。

重点施策2 ▶ 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

- 孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開し、多様な市民・団体の交流を促進することで、若者を中心とした市民の参加とつながりを育みます。
- デジタル技術なども活用し、その人に合った多様なつながり合いの機会を提供することで、孤独・孤立の「支援」や「脱却」に繋がる柔軟な仕組みの構築を図ります。
- 家族や親族を頼ることができない高齢者等の相談体制を整備し、支援に向けた調整を行う仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護支援に向けた体制を強化し、重層的な支援と市民参画による安心のネットワークづくりを推進します。

取組1 ◀ 予防に重点を置いた孤独・孤立対策の充実

孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開することで、市民が、孤立を未然に防ぎ、地域とのつながりを持つことができる環境を整備します。

取組2 ◀ 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等支援

身寄りを頼ることができない高齢者等に対して、相談支援体制を整備し、市民参画と多機関協働による重層的な支援を展開することで、安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本施策

計画期間を通じて取り組む、地域福祉の基盤を支える施策です。既存の取組を持続的に進めるとともに、社会の変化や新たな課題に対応するため、各施策における具体的な取組や目標は、年度ごとの取組評価を通じて機動的かつ柔軟に見直し、展開します。

基本目標1 認め・支え合う地域づくり

基本施策1》認め合う社会風土の醸成

- すべての市民が互いの違いや価値を尊重し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。年齢、障がい、国籍、言語、認知症など多様な背景を持つ人々がともに暮らす地域において、わかりやすい情報発信や対話の工夫を通じて、意思疎通と相互理解を深める取組を展開します。
- また、市民・企業・団体・行政が連携し、認知症や障がいに関する正しい知識の普及啓発や、当事者の活躍の場づくりを進めることで、誰もが地域の一員として尊重される社会風土の醸成を図り、偏見や孤立のない、共生のまちづくりを推進します。

【主な取組】相互理解と意思疎通の円滑化の推進、新しい認知症観の普及啓発

基本施策2》意思決定支援の推進

- 市民・支援者・医療福祉関係者・関係機関が学び合い、多様な主体の参画を得ながら、分野を超えて本人の意思を尊重する支援の在り方への理解を広げていきます。意思決定支援に関する市全体での意識醸成を図り、制度や仕組みの整備を進めます。
- また、市民参画や多機関協働により、身寄りを頼ることができない人にも寄り添える支援体制を構築し、誰もが自分らしく選択し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

【主な取組】市民参画と多機関協働による意思決定支援

基本施策3》支え合う地域づくりの推進

- 地域で生じる生活課題を住民自身が共有し、協力して解決に取り組む仕組みづくりを推進します。地域づくりミーティングなどを通じて、多様な主体が話し合い、地域資源の活用や社会資源の調整を行いながら、住民主体の取組を支援します。
- 地域課題の解決に向けた、企業・団体・社会福祉法人など多様な担い手による地域活動を支援し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

【主な取組】持続可能な地域活動支援、企業による社会貢献活動の促進

基本目標2 参加・活躍の機会づくり

基本施策4》配慮が必要な人の社会参加・就労支援

- 誰もが地域で自分らしく過ごし、社会とつながることができるよう、居場所づくりや社会参加・就労支援を推進します。重層的な支援の仕組みを活用しながら、多様な人が安心して関わることのできる場を広げます。
- 企業や関係機関と連携し、その人に合った働き方や参加の機会を提供するとともに、企業等の理解促進を図ります。住宅確保要配慮者への支援や空き家対策など、暮らしの基盤を整えながら、誰もが地域で自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

【主な取組】多様な人が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進、配慮が必要な人への社会参加・就労支援、生活再建に向けた居住支援

基本目標3 安心を得られる支援の充実

基本施策5》配慮が必要な人への支援体制の強化

- 高齢者、障がい者、子ども・若者、ヤングケアラーなど、配慮が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実と連携強化を図ります。見守り支援や相談支援の体制整備、地域資源の活用によるこども支援、放課後児童クラブでの専門的支援など、ライフステージに応じた支援を展開します。
- 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向け、社会情勢や制度改正に対応しながら、刑事司法関係機関との連携による再犯防止や、権利擁護の新たな仕組みへの対応など、包括的な支援を推進します。

【主な取組】高齢者の見守り等支援、配慮が必要な家庭への支援、配慮が必要なこどもへの支援、多機関協働による総合的な再犯防止の推進、権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

基本施策6》災害時の福祉支援体制の充実

- 災害時の避難に際し、特に支援を必要とする人の名簿を自治区や民生委員などに提供することで、地域における互助・共助の支援体制の整備を進めていきます。
- 高齢者や障がい者などの要配慮者を対象とした福祉避難所の設置・運営に関する検討や調整を進め、地域と連携した支援体制の強化を図ります。

【主な取組】福祉的災害マネジメントの推進

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含する計画について

本計画では、様々な制度や分野、官民の立場・主体といった枠組みを超えて取組を推進し、地域共生社会の実現を目指すため、以下の3つの計画を包含して策定しています。

重層的支援体制整備事業実施計画

- 住民や関係者、支援関係機関の意見も踏まえつつ、これまでの関係性をこえて「つながり合える地域」「安心な暮らし」「生きがい」をともにつくり、一人ひとりが幸せを感じられる「地域共生社会」の実現を目指す計画です。
- 「地域づくりの促進」「包括的な相談支援」「参加・活躍の支援」の3つの取組を重ね合わせながら、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。

成年後見制度利用促進計画

- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、介護サービス利用契約や金銭管理などに対する判断能力が不十分なことにより、生活に不安を抱える人が増えています。このような人たちの権利擁護の手段として創設された成年後見制度の利用促進とともに、意思決定支援や身寄りを頼ることができない人への支援など、広義での権利擁護支援の推進を目指す計画です。
- 専門職後見人の活躍支援や権利擁護支援への市民参画の促進、身寄りのない高齢者等の多様な相談を受け止めて支援する取組などを進めます。

再犯防止推進計画

- 罪を犯した人のうち、保健医療や福祉などの行政サービスを必要としながらアクセスが困難である人や、複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切な支援につなぐことを目指す計画です。
- 刑事司法関係機関を始めとする多機関と連携して支援につないだり、地域での生活の基盤である居住の支援を行ったりなど、再犯防止に向けた取組を推進していきます。

第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

発行 ○年○月

発行者 豊田市／社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

編集 豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課
〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所東庁舎1階

電話番号 0565-34-6787

FAX番号 0565-34-6793

E-mail hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室
〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内

電話番号 0565-31-1294

FAX番号 0565-33-2346

E-mail vc@toyota-shakyo.jp



豊田市社会福祉協議会
ボランティアセンター
イメージキャラクター
ぼらんて君